

新型コロナウイルスにかかる農林水産業者等への金融支援施策について

R2年6月15日

団体指導・金融課

区分	【共通】農業・林業・水産	農 業				林 業	水 産	
	農林漁業 セーフティーネット資金	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	経営体育成強化資金	農業近代化資金	農業経営負担軽減支援資金	林業施設整備等利子助成事業 林業信用保証事業	漁業近代化資金	漁業経営維持安定資金
使 途 等	・長期運転資金	・設備資金 ・長期運転資金	・長期運転資金 ・設備資金 ・借換資金	・設備資金※認定農業者等のみ ・長期運転資金	・償還困難な営農負債の借換資金	・借換資金	・長期運転資金	・償還困難な漁業経営負債の借換資金
対 象 者	①認定農業者 ②主業農林漁業者 ③認定新規就農者 ④集落営農組織 上記対象者で、新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表で融資機関が確認できた農林漁業者等	・認定農業者 上記対象者で、新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表で融資機関が確認できた者(認定農業者)	・農業を営む者 (主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織など) 上記対象者で、新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表で融資機関が確認できた者	①農業を営む者(認定農業者、認定新規就農者、主業農業者、集落営農組織、農業を営む任意団体など) ②農協、農協連合会 など 上記対象者で、新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表で融資機関が確認できた者	・負債の償還が困難な農業者 上記対象者で、新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表で融資機関が確認できた者	・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた一定の要件を満たす林業者 ※民間金融機関を利用した既往債務借換の場合	・漁業を営む個人 ・漁業生産組合 ・漁業を営む法人 ・水産加工業者 ・漁業協同組合 上記対象者で、新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表で融資機関が確認できた者	・再建計画の認定を受けた中小漁業者 上記対象者で、新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表で融資機関が確認できた者
融資機関	日本政策金融公庫	日本政策金融公庫	日本政策金融公庫	農協・その他金融機関*1 (・その他金融機関*2)	農協・その他金融機関*1 (・その他金融機関*2)	日本政策金融公庫・その他金融機関	漁協・農林中金	漁協・農林中金 (・その他金融機関*2)
限 度 額 等	■貸付限度額 1千2百万円 (特認:年間経費の12/12又は粗収入12/12のいずれか低い額)	■貸付限度額 個人 3億円 法人 10億円	■貸付限度額 個人 1億5千万円 法人 5億円	■貸付限度額 : 個人 1千8百万円 法人 2億円	■貸付限度額 営農負債の残高	■貸付限度額 3億円又は借換えに必要な資金のいずれか低い額 ※民間金融機関を利用した既往債務借換の場合	■貸付限度額 個人 9千万円 法人 3億6千万円	■貸付限度額 漁船漁業 4千万円 養殖業 4千万円 定置漁業 小型 4千万円 大型 8千万円
	■融資率 100/100 ■無利子化助成限度額 被災林業者 3億円 被災漁業者 3千万円	■融資率 100/100	■融資率 80/100	■融資率 80/100 ※認定農業者等及び集落営農組織等については100/100	■融資率 100/100 ■対象資金 ・貸付利率が5%以上の制度資金	■融資率 - (既往債務の借換え)	■融資率 80/100 ■無利子化助成限度額 認定漁業者*3 1~4号資金 9千万円 5号資金 1億円 被災漁業者 1~4号資金 5千万円 5号資金 3千万円	■融資率 100/100 ■無利子化助成限度額 被災漁業者 4千万円 ■対象資金 ・県単独資金
償還期間(年)	15年以内(うち据置3年以内)	25年以内(うち据置10年以内)	10年以内(うち据置3年以内)	15年以内(うち据置7年以内)	10年以内(据置3年以内)	金融機関の定めによる	1~4号 5~20年以内(据置3年以内) 5号 3年以内(据置2年以内)	10年以内(据置3年以内)
債務保証	実質無担保・無保証人	実質無担保・無保証人	実質無担保・無保証人	貸付当初5年間保証料免除 (通常保証料 0.40%)	当初5年間の保証料免除 (通常保証料 1.20%)	当初5年間の保証料免除	貸付当初5年間保証料免除 (通常保証料 0.54%)	当初5年間の保証料免除 (通常保証料 1.19%)
利子助成期間	貸付当初5年間実質無利子化 (林業者は貸付当初10年間無利子化)	貸付当初5年間実質無利子化	貸付当初5年間実質無利子化	貸付当初5年間実質無利子化	貸付当初5年間実質無利子化	貸付当初5年間実質無利子化 ※民間金融機関を利用した既往債務借換の場合	貸付当初5年間実質無利子化	貸付当初5年間実質無利子化

その他金融機関*1: 大分銀行、豊和銀行、伊予銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、大分県信用組合

その他金融機関*2: 制度的には可能ですが、資金毎に県との利子補給契約が必要となります。

認定漁業者: 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第4条第1項に規定する改善計画の認定を受けた漁業者